

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、今泉設備株式会社（所在地 新潟県長岡市）
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和6年3月1日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 伊藤 貴子
電話 025-370-6647（課直通）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
今泉設備株式会社	新潟県長岡市中之島 565-87

2. 指名停止措置期間： 令和6年3月1日～令和6年4月30日（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、新潟県長岡市発注の中央図書館トイレ等改修設備工事の元請負人であるが、令和5年6月5日、当該工事における作業とは直接関係のないマンホール内で、作業員2名が死亡する工事関係者事故を発生させた。

このことについて、酸素欠乏危険作業に労働者を就かせるとき、酸素欠乏による健康障害を防止するための特別教育を行わなかったとして、同社及び同社代表取締役が、労働安全衛生法違反により、長岡簡易裁判所から罰金刑を受け、令和5年10月24日にその刑が確定した。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第15号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内